

令和5年 第3回別海町教育委員会 会議録

- 1 開催日時 令和5年3月22日(水)
10時00分から11時00分まで
- 2 開催場所 別海町役場4階第2委員会室
- 3 出席者 (4名)

教育長	相澤 要
教育委員	鈴木 桃子
教育委員	森野 志保
教育委員	石川 貴工
- 4 出席職員 (15名)

教育部長	山田 一志
教育部次長	宮本 栄一
指導主幹	稲村 和典
指導参事	吉光寺 勝己
学務・スポーツ課主幹	齋藤 陽
学務・スポーツ課主幹	恒川 敦史
学務・スポーツ課主査	大山 晋作
学校教育課長	池田 卓也
学校教育課主幹	堀込 美穂
生涯学習センター長	新堀 光行
生涯学習課長	福原 義人
給食センター	平下 奈津子
西公民館長	小村 茂
東公民館長	大坂 恒夫
図書館長	堺 啓
- 5 議事日程

議案第1号	別海町教育委員会個人情報の保護に関する法律等施行規則の制定について
議案第2号	別海町学校給食費等の徴収に関する規則の制定について
議案第3号	教職員の処分内申について
議案第4号	令和5年度教育委員会職員の任命について

－【開 会】－

教育長
(相澤要君)

ただいまから、令和５年第３回別海町教育委員会議を開会いたします。

本日の出席者は４名です。

別海町教育委員会議規則第５条の定足数に達しておりますので、会議の成立を宣言いたします。

開会にあたり、私からひとことご挨拶申し上げます。

本日はご多用の中、７日の会議に引き続きお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

町内の卒業式は、２０日の別海中央小学校と中西別小学校を最後に全て終了しました。

在校生が会場に入ることができない学校もありましたけども、それぞれ工夫を凝らして感動的な卒業式になったようです。

さて、先日の厚生労働省と警察庁の公表によりますと、昨年の小中高校生の自殺者数が５１４人、１９８０年の統計開始以来最多となりました。

周りから嫌われている、人の輪に入っていけないなど、人間関係の悩みが多く、悩み相談の電話やチャットには生きていても仕方がない、という悲痛な声も寄せられているということです。

元気そうに見えても心に悩みを抱えた子が多くいることも予想されることから、一昨日の校長、教頭合同会議の際に、校内の相談体制や自己肯定感を高める取り組みについて再確認をお願いしたところです。

新年度一人一人の子供がすばらしいスタートを切ってくれることを願っています。

それでは本日の日程に入ります。

本日は４件の議案があります。

よろしくお願いいたします。

－【前回会議録の承認】－

教育長
(相澤要君)

日程第２前回会議録の承認に入ります。

令和５年第２回の会議録につきまして、事前に委員の皆様には事務局から送付しておりますので、訂正御意見等がありましたら発言をお願いしたいと思います。

(「なし」の声あり)

教育長
(相澤要君)

なければ承認することとしてよろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長
(相澤要君)

教育長
(相澤要君)

教育部長
(山田一志君)

第2回の会議録について承認することといたします。

－【報 告】－

日程第3報告に入ります。

3月7日に開催いたしました令和5年第2回教育委員会議から本日までの行事や実施事業等について、事務局から報告をお願いいたします。

山田部長。

それでは、3月7日に開催されました第2回教育委員会議以降、本日までの主な行事、実施事業等について、お手元の資料により御報告をいたします。

同日、百人一首少年団全道大会出場の表敬訪問がありまして、教育長が対応しております。

3月9日から3月17日までの日程で、第1回別海町議会定例会が開催され、初日に教育長が新年度の教育行政執行方針を述べるほか、関係職員が出席しております。

16日、町内飲食店で、別海ミルク王国国王別海町善行賞受賞祝賀会が行われ、教育長が出席しております。

17日、別海町商工会女性部から愛の鈴の寄附がありまして、教育長が物品を受納しております。

同日、新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、教育長及び教育部長が出席しております。

また同日、上西春別小学校に在籍する、佐久間真桜さんがショパン国際ピアノコンクール全国大会に出場をするということで、表敬訪問があり教育長から激励の言葉をかけております。

19日、町民体育館でスポーツセンター祭り2023春が開催され、教育長及び関係職員が出席しております。

同日、同じく町民体育館で、第2回別海町スポーツ推進委員会議を開催し、教育長及び関係職員が出席しております。

20日、第2回校長教頭合同会議を開催し、教育長及び関係職員が出席しております。

そして本日、第3回教育委員会議の開催となっております。

以上で報告を終わります。

－【議 事】－

教育長
(相澤要君)

それでは、日程第4議事に入ります。

議案第1号別海町教育委員会個人情報保護に関する法律等施行規則の制定について、事務局から説明願います。

はい、齋藤主幹。

学務・スポーツ課主幹
(齋藤陽君)

それでは、私から別海町教育委員会個人情報の保護に関する法律等施行規則の制定について、ご説明いたします。

議案書の1ページとなります。

まず、規則制定の背景についてご説明いたします。

情報化の進展や個人情報の有用性の高まりを背景として、官民や地域の枠を超えた所有データの利活用が活発化する中、国、地方公共団体、民間事業者等に適用される個人情報関係の法律等がそれぞれ異なることによる不均衡、不整合を是正するため、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により個人情報の保護に関する法律が改正され、国、独立行政法人、民間事業者を対象とした個人情報保護関係の3本の法律が、個人情報保護法に統合されたほか、地方公共団体にも同法が適用されることになりました。

地方公共団体では、これまで条例に基づき個人情報を扱っていましたが、個人情報保護法の改正後、条例が1つの法に基づく全国的な共通ルールに統合されることから、町では令和5年第1回別海町議会定例会に議案が提出され、現行の別海町個人情報保護条例を廃止するとともに、個人情報保護法の趣旨、目的に照らし、町として必要な最小限の事項を定めた、新たな別海町個人情報の保護に関する法律施行条例が制定されることとなります。

このようなことから現在、教育委員会所管の別海町個人情報保護条例施行規則について、個人情報保護法の改正、及び別海町個人情報保護条例の廃止に伴って廃止し、新たに別海町教育委員会個人情報の保護に関する法律等施行規則を制定するものです。

議案書の1ページをご覧ください。

別海町教育委員会個人情報の保護に関する条例施行規則の本文を朗読します。

別海町教育委員会が管理する個人情報に係る個人情報の保護に関する法律、及び別海町個人情報の保護に関する法律施行条例の施行については、別に定めるもののほか、別海町個人情報の保護に関する法律等施行規則の規定の例による、とするものです。

附則第1項として、この規則は令和5年4月1日から施行する。

附則第2項として、別海町個人情報保護条例施行規則を廃止するものとなります。

以上で議案第1号の内容説明を終わります。

議案第1号について内容説明が終わりましたので御質問御意見等がありましたら、お受けしたいと思います。

(「なし」の声あり)

教育長
(相澤要君)

教育長
(相澤要君)

御質問がなければ採決をさせていただきます。
議案第 1 号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長
(相澤要君)

異議がないようですので、議案第 1 号について原案のとおり決定することといたします。

続きまして、議案第 2 号別海町学校給食費等の徴収に関する規則の制定について、事務局説明をお願いいたします。

平下主査。

給食センター主査
(平下奈津子君)

議案第 2 号別海町学校給食費等の徴収に関する規則の制定について説明いたします。

2 ページをお開きください。

学校給食費は現在、学校を通して保護者から徴収しておりますが、令和元年 7 月に文部科学省から学校給食費徴収及び管理に関するガイドラインが示され、学校給食費の徴収と管理業務を地方自治体が自らの業務として行うことを促しております。

このことに伴い本町では、令和 5 年度から全小中学校及び認定こども園において、自治体徴収することとし、本規則において徴収に必要な事項を定め、学校給食費の徴収を円滑に行うために制定するものです。

条文の朗読は省略いたしまして、本規則の要点を説明いたします。

まず、議案書 2 ページ目の第 2 条ですが、学校給食費を負担するものを定めたものです。給食費は、提供を受けた児童、生徒、園児の保護者または職員等が負担することとしております。

第 3 条及び 3 ページ目の第 4 条は、年間の給食費を決定するための算定に必要な、日数や一食当たりの単価を定めたものです。

いずれも年 2 回行われる別海町学校給食センター運営委員会に諮り決定することとしております。

第 5 条は、給食費の徴収についての期日や徴収方法を定めたものです。

徴収には、口座振替や納入通知書などの徴収方法を定めています。

第 6 条では、第 4 条で定めています年間の給食費を日割りで算定することを、4 ページ目の別表の 1 により定めています。

内容については、転入や転出による日割りの給食費や、入院、退院した場合、3 日以上給食の利用ができない場合、少年団や部活動等に参加する場合、災害等などによる臨時休校等の給食利用ができない場合の給食費の算定方法を定めています。

教育長
(相澤要君)

附則として、この規則は令和5年4月1日から施行するものです。
以上で議案第2号の内容説明を終わります。

議案第2号の内容説明が終わりましたので、御質問御意見等がありましたら、お受けしたいと思います。
何かありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長
(相澤要君)

御質問がなければ採決をさせていただきます。

議案第2号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長
(相澤要君)

異議がないようですので、議案第2号について原案のとおり決定することといたします。

続きまして、議案第3号教職員の処分内申について、事務局説明をお願いいたします。

－（非公開）－

教育長
(相澤要君)

議案第3号の内容説明が終わりましたので、御質問御意見等がありましたら、お受けしたいと思います。

何かありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長
(相澤要君)

御質問がなければ採決をさせていただきます。

議案第3号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長
(相澤要君)

異議がないようですので、議案第3号について原案のとおり決定することといたします。

続きまして、議案第4号ですが、こちらは日程第5のその他のあとに、説明、採決を行いますのでよろしくをお願いいたします。

－【その他】－

教育長
(相澤要君)

それでは日程第5その他に入ります。

事務局から何かありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長
(相澤要君)

委員の皆様からありませんか。

(「なし」の声あり)

教育長
(相澤要君)

それでは、再び日程第4の議事に戻ります。

議案第4号ですが、こちらは人事案件になりますので、会議を公開しないこととしてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長
(相澤要君)

異議がないようなので、議案第4号は非公開といたします。
ここからの会議は非公開となりますので、関係する職員以外は退席をお願いいたします。

－（非公開）－

教育長
(相澤要君)

議案第3号の内容説明が終わりましたので、御質問御意見等がありましたら、お受けしたいと思います。

（「なし」の声あり）

教育長
(相澤要君)

ご質問がなければ、採決させていただきます。
議案第4号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長
(相澤要君)

異議がないようですので、議案第4号について原案のとおり決定することといたします。

それでは以上で、本日予定しておりました案件は全て終了でございます。

これをもちまして令和5年第3回教育委員会議を閉会いたします。

皆様大変お疲れ様でした。

－【閉 会】－